

## 第 17 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 11 月 29 日 (月) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員 (23 名)

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	棚	範貴
	2 番	小林	信也
	3 番	山下	浩昭
	4 番	橋本	浩弥
	5 番	西田	利幸
	6 番	中村	富士男
	7 番	田村	信夫
	8 番	高野	英一
	9 番	佐藤	雅典
	11 番	帰山	茂義
	12 番	井田	留吉
	13 番	澤邊	佳範
	14 番	佐藤	悦啓
	15 番	高橋	孝二
	16 番	多田	篤
	17 番	黒田	龍司
	18 番	吉田	正宏
	19 番	渡邊	ひろ子
	20 番	佐久間	博孝
	21 番	湯佐	茂雄
	22 番	松本	誠

4 欠席委員 10 番 森 勤子

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出について

第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第 4 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第 1 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第 2 号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について
- 第6号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更について
- 第7号 現況証明について
- 第8号 幕別町に対する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	大西 千春
農地振興係主事	石塚 瑶人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第17回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。</p> <p>議事録署名委員に11番帰山委員、12番井田委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、10番森委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第5条の規定による許可の取消について、農地法第5条の規定により許可した下記の農地について、申請者より許可の取消願の提出があったので報告いたします。</p> <p>案件は、議案書1ページの1件であります。令和3年5月31日付けで許可しておりましたが、令和3年11月10日付けで許可の取消願の提出がありましたので、受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を受理したので報告いたします。</p> <p>案件は、議案書2ページの1件であります。</p> <p>申請事由は、宅地造成のためでございます。</p> <p>なお、令和3年11月11日に受理相当と認められましたので、通知書を交付しております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から、報告第3号1番から9番について説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は、議案書3ページから6ページのとおり、今月18日及び22日に町公社が利用調整を行った9件であります。</p> <p>内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番から9番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番から9番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題と</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>いたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p> <p>報告第4号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は、議案書7ページの1件でございます。</p> <p>今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第4号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から28番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から28番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>1番から16番の案件は利用調整のため、17番から18番並びに21番から27番の案件は返還のため、19番から20番の案件は借換えのため、28番の案件は宅地造成のため解約するものです。</p> <p>以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第1号1番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第1号1番から28番は原案のとおり可決されました。</p>

議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。
事務局	<p>議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。</p> <p>【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。</p>

議長	次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局	<p>議案第3号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農</p>

に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号5番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ペ

ージから5ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号5番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番から10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今年18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号13番から15番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号13番から15番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから8ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)



議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号13番から15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番から15番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号16番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号17番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号17番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は西田委員ですが、利用調整会議には、私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から

説明いたします。

本件は、今年 10 月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号 17 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号 17 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 3 号 18 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 18 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 9 ページ下段のとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番

20 番説明いたします。この案件は、今年 10 月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号 18 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号 18 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月17日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番から3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番

12番説明いたします。この案件につきましては、今月18日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第4号5番につきましては、小林委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(2番 小林委員退席)

議長

それでは、議案第4号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は小林委員であります

が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。  
本件は、今月17日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、

周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり可決されました。

(2番 小林委員着席)

議長	次に、議案第5号「農地法第4条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、農地法第4条許可に係る事業計画の変更について、農地法第4条許可に係る事業計画変更承認申請があったので審議を求めます。  【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】  以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第6号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。 議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】  以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の  
現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明します。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであ  
ります。今月17日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、農  
地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いま  
す。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるもの  
であります。今月17日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、  
農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いま  
します。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐藤雅典委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号4番、5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号4番、5番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号4番、5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第7号4番、5番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第8号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。議案第8号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局長	<p>議案第8号、幕別町に対する意見書について、次のとおり決定したいので審議を求めます。 提出先は幕別町で、意見書の内容につきましては記載のとおりとなっております。</p>
議長	<p>本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、帰山農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。</p>
農政部会長	<p>それでは、提案理由の説明をいたします。 第16回総会において農政部会へ付託されました、幕別町に対する意見書の内容について、去る11月24日に農政部会を開催し、協議、検討いたしました。 その結果、議案にありますように、昨年度同様、国と町に大きく分け、国等への要請には4項目、また、町の要望には5項目からなる内容といたしました。 なお、本日は項目ごとの朗読は省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 はじめに、「Ⅰ. 国等への要請事項」であります。 一つ目に「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について」、二つ目に「自然災害による農業被害対策について」、三つ目に「農業基盤整備事業予算の確保について」、四つ目に「所有権移転による農地利用集積の推進等について」の4構成による要請といたしました。 次に、「Ⅱ. 町への農業施策の要望事項」であります。 一つ目に「担い手・労働力の確保について」、二つ目に「有害鳥獣の駆除対策について」、三つ目に「町民と食・農とのつながり（食育）の推進について」、四つ目に「IT技術などの先進技術の導入促進について」、五つ目に「農業委員会関係予算の確保等について」の5構成による要望といたしました。 以上の9項目を踏まえました意見書を幕別町に提出し、国及び北海道等に対しての働き掛けとし、町に対しましても各種施策の推進を求めるものとします。 なお、本総会において決定されましたら、明日、11月30日に谷内会長、鯖戸代理、私の3名で町長へ提出したいと考えております。 よろしくご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>提案理由の説明が終わりました。 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 佐藤委員。</p>
9番	<p>国への要請事項についてですが、国には誰に、どのような方法で要請を行うか、お聞かせください。</p>



事務局長	国、道等への要望でございますが、十勝町村会、北海道町村会等を通じて政府機関等へ、また、地元選出の国会議員もいらっしゃいますので、そちらの方にも要望するということになります。
議長	ただ今、説明を申し上げましたが。
9番	わかりました。
議長	他にご質疑等ございませんか。  (発言なし)
議長	なければ議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第17回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。ご苦勞様でした。